令和４年度第１回千葉市消費生活審議会議事録

１　日時　　令和４年８月２３日（火）　午後２時００分～午後３時５０分

２　場所　　千葉市消費生活センター　３階　研修講義室

３　出席者　《委　員》

志村修委員、石戸光委員、中山節子委員、清水佐和委員、鈴木美和子委員、
鈴木喜久委員、齋藤一男委員、綿貫登美子委員、海保英利委員、
羽鳥敏彦委員、中野裕志委員、林大介委員
（欠席者：劉桂栄委員）

《アドバイザー》

長倉健アドバイザー（千葉市立緑が丘中学校校長）
田村真理アドバイザー（千葉市立扇田小学校校長）

《事務局》

神田生活文化スポーツ部長、髙澤消費生活センター所長、
尾崎消費生活センター所長補佐、唐鎌消費者教育班主査、
石井相談・指導班主査

４　議事

（１）会長及び副会長の選任
（２）苦情処理部会の設置及び部会長の選任

５　報告事項

（１）第４次千葉市消費生活基本計画の中間報告
（２）令和４年度実施事業
（３）令和５年度事業の方向性（予定）

６　概要

（１）議事

ア　会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長に志村修委員、副会長に清水佐和委員が専任された。

イ　苦情処理部会の設置及び部会長の選任

苦情処理部会の委員に、志村修委員、清水佐和委員、綿貫登美子委員、海保英利委員、林大介委員が選任され、部会長に、志村修委員が選任された。

（２）報告事項

ア　第４次千葉市消費生活基本計画の中間報告

第４次千葉市消費生活基本計画策定に関し、配付資料に基づき、基本計画の骨子、第３次千葉市消費生活基本計画との比較、スケジュールの確認等が行われ、質疑応答がなされた。

イ　令和４年度実施事業

令和４年度に消費生活センターで実施する事業について、配付資料に基づき事務局から説明を行った。

ウ　令和５年度事業の方向性（予定）

令和５年度に予定している消費生活センターの事業について、配付資料に基づき事務局から説明を行い、質疑応答がなされた。

７　公開状況

会議は公開。（傍聴人：０人）

８　審議会の成立について

委員１３人のうち１２人が出席し、審議会は成立。

（長倉健、田村真理の両アドバイザーも同席した。）

９　発言

議事（１）会長及び副会長の選任

（仮議長　神田生活文化スポーツ部長）

会長及び副会長が選任されるまで、仮の議長を務めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

議事（１）「会長及び副会長の選任」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局　髙澤消費生活センター所長）

議事（１）「会長及び副会長の選任」について説明いたします。

まず、「会長及び副会長」につきましては、千葉市消費生活条例施行規則の第２３条第２項に「会長及び副会長は、委員の互選により定める」と規定されております。委員の皆さまの中から、どなたかご推薦いただけたらと思います。

（仮議長　神田生活文化スポーツ部長）

それでは、皆様の中からどなたかご推薦いただけますでしょうか。

（石戸委員）

現在、第４次千葉市消費生活基本計画策定中でありますし、成年年齢の引き下げが４月に施行されましたことから、学校現場に詳しい志村委員に引き続き会長をお願いしてはいかがでしょうか。また、成年年齢の引き下げによる新たな消費者トラブルが今後増えると

思われますので、消費者トラブルに関する専門知識をお持ちの清水委員に引き続き副会長をお願いしてはいかかでしょうか。

（仮議長　神田生活文化スポーツ部長）

ただ今、会長には志村委員、副会長には清水委員が推薦されましたが、皆さま、いかがでしょうか。

＜各委員　異議なし＞

（仮議長　神田生活文化スポーツ部長）

それでは、会長には志村委員、副会長は清水委員にお願いすることといたします。

新たに会長が選任されましたので、消費生活条例施行規則第２４条第１項によりまして、以後の進行は志村会長にお願いいたします。

議事（２）苦情処理部会の設置及び部会長の選任

（議長　志村委員）

それでは、議事を続けます。

（２）「苦情処理部会の設置及び部会長の選任」について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局　髙澤消費生活センター所長）

議事（２）「苦情処理部会の設置及び部会長の選任」について説明いたします。

苦情処理部会は、裁判外紛争処理機関として消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情の処理に関するあっせん又は調停を行うため、消費生活条例第３６条に基づき設置するものでございます。苦情処理部会の役割としましては、具体的には、消費生活センターで解決困難な事案について、消費生活審議会が、消費者と事業者の間に入って様々な助言、調整を行い、当該事案に即した当事者間の合意により解決を図る「あっせん」の手続きを行います。さらに「あっせん」によっても解決が困難な場合には、消費生活審議会が、その中立公正な立場から一定の解決方法を提案し、消費者と事業者の双方に示してその受諾を勧めることにより解決を図る「調停」の手続きを行います。

なお、昨年度におきましては、開催の実績はございませんでした。

苦情処理部会委員の構成につきましては、消費生活条例施行規則第２５条第１項に、「会長が指名する委員１０人以内で組織する」と規定しております。また、部会長につきましては、同条第２項に「委員の互選により定める」と規定しておりますので、部会委員の指名及び部会長を選任していただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

（議長　志村委員）

本部会の設置につきましては、事務局説明のとおり、設置が必要とのことでございますので、早速委員の選任に入りたいと思います。

まず、委員について、事務局に案がございましたら提示をお願いします。

（事務局　髙澤消費生活センター所長）

それでは、事務局案を配付させていただきます。
＜事務局案を配付＞
ただいまお配りしました事務局案より、５名の委員を読み上げさせていただきます。
志村修委員、清水佐和委員、綿貫登美子委員、海保英利委員、林大介委員、以上の５名でございます。なお、事務局案の作成におきましては、「学識経験者」、「消費者」、「事業者」、「関係行政機関の職員」の各部門からバランスよくご意見をいただけるよう、選出いたしました。
（議長　志村委員）
ただいまの事務局案について、ご意見、ご質問等ございますか。
＜各委員　異議なし＞
（議長　志村委員）
それでは、苦情処理部会の委員には、私の他、清水委員、綿貫委員、海保委員、林委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
続きまして、部会長の選任について、事務局より説明をお願いいたします。
（事務局　髙澤消費生活センター所長）
部会長の選任について説明いたします。
消費生活条例施行規則第２５条第２項には、「部会委員の互選により定める」と規定されております。ただいま選任された５名の部会委員の皆さまにより互選いただくこととなります。
（議長　志村委員）
それでは事務局説明にありましたとおり、部会委員の皆様方でどなたかご推薦いただけますでしょうか。
（清水委員）
部会長につきましても、今回審議会の会長に選任されました志村委員にお願いしてはいかがでしょうか。
（議長　志村委員）
ただいま、私をご推薦いただきましたが、皆様、他にご意見はありますでしょうか。
＜各委員　異議なし＞
（議長　志村委員）
それでは、苦情処理部会の部会長には、私が就任させていただきます。
以上で、２　議事については終了といたします。

報告事項（１）第４次千葉市消費生活基本計画の中間報告
（議長　志村委員）
続きまして、報告事項（１）「第４次千葉市消費生活基本計画の中間報告」について事務局より説明をお願いいたします。
（事務局　髙澤消費生活センター所長）

それでは、報告事項（１）「第４次千葉市消費生活基本計画の中間報告」についてご説明いたします。

新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、まず、現行の第３次千葉市消費生活基本計画の概要からご説明をさせていただきます。

【資料１－１】をお願いいたします。まず、１．消費者の現状・課題について、ですが、本計画策定時には、高齢化・高度情報化・グローバル化の進展により、消費者の状況が大きく変化をしておりまして、①消費生活相談の件数の増加、②消費者を取り巻く取引環境の変化、これはインターネットによる取引の増加や、決済手段の多様化などによるものでございます、③自身が消費者として充実した消費生活を送るだけでなく、地域の見守りや消費が、環境や発展途上国に与える影響を理解し、持続可能な開発のために、自ら考え行動する自立した消費者の育成を課題として捉えておりました。

２、３は割愛させていただきまして、大きな矢印の下、下段の囲みをご覧ください。

４．第３次千葉市消費生活基本計画の概要でございます。

①目的ですが、消費者の権利を確立するとともに、自立を支援し、自ら考え行動する自立した消費者を育成し、千葉市に関わる全ての消費者が安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策を推進することとしております。

②計画期間につきましては、平成２９年度から３３年度までの５年間でございます。なお、記載してございませんが、上位計画である千葉市基本計画の策定時期に合わせ、本計画につきましては１年間延長しており、今年度も本計画に基づき各種消費者施策に取り組んでいるところでございます。

③は飛ばしまして、④でございます。点検・評価ですが、年度当初に実施予定を定め、年度終了後には実施状況の確認及び点検・評価を行い、千葉市消費生活審議会に報告の上、市民に公表をしております。

その下の囲みをご覧ください。

計画内容ですが、４つの基本的方向と１４の課題を定めております。それぞれ説明をさせていただきます。

基本的方向１は、消費生活の安全・安心の確保でございます。消費者が安全、安心な消費生活を送ることができるよう、市場で流通している商品・サービス等について、監視指導、検査、相談業務などの施策を実施するとともに、関係機関との連携により、施策を効果的に推進しようとするものでございます。課題としましては、食品や住まい、生活用品の安全性の確保、関係機関との連携を設定しております。

右隣の囲みをご覧ください。基本的方向２は、適正な取引環境の確保でございます。商品の内容、品質等が適切に表示されていることや、量目に誤りがないことなど、消費者が安心して商品を購入するための取引環境を整備するため、個別の商品について検査等の施策を実施するとともに、商品が滞りなく市場に供給されるための施策を実施しようとするものでございます。課題としましては、適正な表示や適正な計量の推進、生活関連商品の調査、安定供給を設定しております。

右隣の囲みをご覧ください。基本的方向３は、相談による消費者被害の救済でございます。消費生活相談が増加傾向にあることから、消費者トラブルに巻き込まれた消費者を救済するため、様々な形で相談を実施するとともに、被害の早期把握や、相談員の質の向上、他の相談窓口との連携を図ろうとするものでございます。課題としましては、消費者被害の救済、相談体制の強化、関係機関との連携をあげており、課題１の消費者被害の救済につきましては重点課題としているものでございます。

下の囲みをご覧ください。基本的方向４は、自ら考え行動する自立した消費者の育成でございます。消費者自身が自ら考え行動する自立した消費者として成長し、被害に遭わない知識を保有するだけでなく、社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与していくよう、消費者教育に関する様々な分野において講座や啓発を行うとともに、地域団体や事業者等、消費者教育の担い手となりうる様々な団体との連携や支援を通じて、更なる消費者教育の推進を図ろうとするものでございます。課題としましては、消費者被害防止のための教育、自立した消費者になるための教育、事業者等への教育、担い手の育成・支援をあげており、このうち課題１、消費者被害防止のための教育と課題４、担い手の育成・支援を重点課題としているものでございます。

なお、基本的方向４の項目は、個別施策が多いため、各課題の下に分類を設けて細分化をしておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

【資料１－２】をお願いします。第３次千葉市消費生活基本計画の実施期間でございます。先ほどの説明と重複する点がございますが、ご了承ください。

一番上の段は年度を示しており、その下に上位計画である市の基本計画の計画期間、さらにその下に個別部門計画である千葉市消費生活基本計画の計画期間を記載しております。第３次消費生活基本計画につきましては平成２９年度から令和３年度までの計画期間としておりましたが、上位計画である市の次期基本計画が令和５年度からの計画となることに合わせまして、個別部門計画である消費生活基本計画も令和５年度からの計画にすることに伴い、第３次計画につきましては１年間延長をしたものでございます。

なお、計画期間の延長につきましては、令和元年度の第１回消費生活審議会でご承認をいただいております。

右下のピラミッドは、消費生活基本計画の位置づけでございます。基本構想は市政運営の指針として、都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を示しており、基本計画は、この基本構想における基本目標等を実現するための中長期的な行政運営の指針となります。消費生活基本計画につきましては、市の基本計画を受けた個別部門計画になります。

続きまして、第４次千葉市消費生活基本計画の骨子を説明させていただきます。

第３次計画をベースにして、消費者を取り巻く現状に基づき、取り組む課題を設定し、第４次計画の骨子といたしました。

それでは、【資料２－１】により、ご説明いたします。

表題の横の※印でございますが、計画期間は令和５年度から９年度までの５年間で、市

基本計画の政策の一つである「安全・安心な市民生活を守る」と連携した個別部門計画になります。

１．策定の趣旨でございます。千葉市消費生活条例の基本理念である、消費者の権利の確立及び自立支援による、安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進を図るために策定するものでございます。

次に、２．消費者を取り巻く現状についてですが、５点取り上げております。

１点目は、高齢化の進行でございます。高齢者人口の増加に加え、判断力等が不十分となった方の消費者被害の増加が懸念されております。

２点目は、世帯の単身化・地域コミュニティの衰退でございます。地域コミュニティの衰退等により、孤立した単身高齢者等は相談できる家族や近隣に相談できる人もいないため、一人で抱え込んでしまい、消費者被害の更なる増加や深刻化が懸念されております。

３点目は、成年年齢の引き下げでございます。未成年者取消権が行使できなくなる１８歳、１９歳の消費者被害の増加が懸念されております。

４点目は、デジタル化の進展、電子商取引の拡大でございます。電子商取引の拡大に伴い、インターネット通販での契約・決済の手続きが多様化して容易になった反面、消費者被害も複雑・多様化しております。

５点目は、自然災害でございます。自然災害等により、住宅の補修等による生活基盤の再建に乗じた悪質商法や義援金詐欺等の消費者被害の増加が懸念されております。

次に、３．取り組むべき課題でございます。

消費者を取り巻く現状を踏まえ、３点の課題を設定し、一体的に取り組んでいきます。

１点目は消費生活の安全・安心の確保でございます。商品・サービスには、生命・身体などに影響を及ぼすこともある中、取引環境が多様化しているため、消費生活の安全・安心を確保することは、消費者が日常生活を送る上で、最も必要不可欠なことになります。食品や家電製品などの安全性、食品の産地などの表示や適正な計量など、消費者が安全に安心して生活できるよう、施策を推進していく必要があります。

２点目は、消費者被害の未然防止及び救済でございます。電子商取引の拡大等に伴い、消費者トラブルの多様化・増加が懸念されるため、引き続き被害の未然防止のための教育・啓発活動に取り組むとともに、被害救済のための相談体制の強化・相談員の能力向上を図る必要があります。国におきましては、特定商取引法の改正等、法規制の整備・強化が行われておりますが、新しい制度が導入されると、それに乗じて消費者被害が発生している状況もあります。法改正の内容の周知や、相談員の能力向上が消費者被害の救済につながるものと考えております。

３点目は、ライフステージに対応した消費者教育の推進でございます。成年年齢の引き下げなど、消費者のライフスタイルやニーズに合わせた消費者被害防止のための教育及びより良い社会の発展に積極的に関わることのできる自立した消費者の育成を推進していく必要があります。これは、ライフスタイルによって消費者被害の種類が変わってきますので、ニーズに合わせた消費者教育を行っていくとともに、自身で適切な判断ができ、社会

の発展にも積極的に関わろうとする自立した消費者を育成していくことが重要であると考えているものでございます。

次に、４．基本理念でございます。基本理念につきましては、千葉市消費生活条例第２条に基づく７つの消費者の権利の確立が図られるとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する、となっております。

７つの消費者の権利につきましては、

ア　消費生活において生命、身体及び財産を侵されない権利

イ　商品及びサービスについて適正な表示等が行われることにより、適切な選択ができる権利

ウ　適正な取引環境の下で取引を行う権利

エ　消費生活において不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利

オ　消費生活を自立して営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける機会が提供される権利

カ　消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利

キ　自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利

となっております。

次に、５．主な具体的施策でございます。先ほどご説明させていただいた５つの消費者を取り巻く現状から３つの取り組むべき課題に対して、基本理念をもとに３つの基本的方向と１０の課題を設定し、体系的に個別施策を展開して参ります。また、近年、消費者問題が複雑多岐にわたっており、若者から高齢者まで幅広い年齢の消費者教育を進めていくためには、個別施策を効果的に推進する必要があることから、１０の課題のうち４つを重点課題として設定します。

まず、基本的方向１．消費生活の安全・安心の確保でございます。消費者は、生活の中で様々な商品やサービスを利用しております。その中でも、購入する機会の多いものや生命・身体への影響が大きいもの、財産価値の高いものなどについては、特に安全性の確保が重要になると考えます。安全性が確保されない場合は、消費者が安心して消費することができないため、消費行動が滞り、経済にも悪影響を与えます。また、商品やサービスに関する内容や量目等の情報が正しく表示されていることは、適正な取引環境を確保するための基礎となります。基本理念のア、イ、ウ、カが対象となり、課題は４つ、商品・サービスの安全性の確保、関係機関との連携、適正な表示の推進、適正な計量の推進でございます。

次に、基本的方向２．相談による消費者被害の救済でございます。トラブルに巻き込まれた消費者にとって、消費生活相談は心の拠り所になります。相談内容は複雑多岐にわたり、かつ日々変化をしていることから、相談員には高い能力が求められます。また、ＳＮＳ等を活用した相談体制を整備するなど、消費者にとって利用しやすい環境を整えることも重要になると考えております。基本理念のエとキが対象となり、課題は２つ、相談体制の強化（重点課題）と関係機関との連携でございます。

次に、基本的方向３．自ら考え行動する自立した消費者の育成でございます。平成２４年１２月に消費者教育の推進に関する法律が施行され、市町村には消費者教育推進計画策定の努力義務が課せられました。消費者は消費者教育を受けることで成長し、消費者被害を防止できるようになるほか、社会や環境に対し積極的に行動することも期待できます。補足させていただきますと、第３次基本計画では消費者教育推進計画を包含しており、第４次基本計画でも同様に消費者教育推進計画を包含するものとしております。この項目につきましては、基本理念のオ・カ・キが対象となり、課題は４つ、消費者被害防止のための教育（重点課題)、自立した消費者になるための教育（重点課題)、事業者及び事業所への教育、担い手の育成・支援（重点課題）になります。

なお、基本的方向３につきましては個別の施策が多いことから、それぞれの課題の下に分類を定めることとしております。これは、第３次基本計画と同様でございます。

現在、個別施策を整理している状況でございまして、分類につきましても今後個別施策に合わせて検討して参ります。

続いて、第３次基本計画と第４次基本計画の変更点を説明させていただきます。

【資料２－２】をお願いします。左半分が第３次基本計画、右半分が第４次基本計画になります。それぞれの計画について、左から基本理念、基本的方向性、課題を記載しております。

まず、基本理念ですが、消費生活条例に基づいており、変更はございません。

次に、基本的方向性ですが、水色の箇所をご覧ください。第３次計画の１．消費生活の安全・安心の確保と２．適正な取引環境の確保を統合し、第４次計画では消費生活の安全・安心の確保といたしました。理由ですが、下の囲み、変更理由の※印①をご覧ください。取引環境が多様化する中、消費生活の安全・安心の確保を目指していくには、商品・サービスそのものの安全性を確保することと同時に、消費者が商品・サービスを選択する際に適正な取引環境が確保されていることが必要不可欠であるため、統合して一体的に捉えることとしたものでございます。

上段の計画にお戻りいただき、課題をご覧ください。まず、黄色の箇所、第３次計画の課題１から３までを統合して、第４次計画では課題１．商品・サービスの安全性の確保としました。下段の変更理由、※印の②をご覧ください。取引環境が多様化する中、商品・サービスの内容ごとに安全性の確保を目指すのではなく、包括的に安全性を確保していくことが必要不可欠であると考えるため、統合するものでございます。

次に、上段の計画で、朱書きをしております、第３次計画の課題７．生活関連商品の調査、安定供給につきましては削除をいたしました。変更理由は、下段、※印の③になります。流通網の発達や、店舗の系列化・郊外型大規模店舗の増加などにより供給は安定しており、物価の地域差が薄れていることから削除をしたものでございます。生活関連商品につきましては、価格動向等を把握するため、国の小売価格統計調査のデータ等により情報収集しており、必要に応じて消費者へ公表して参ります。

次に、上段計画の薄緑色の箇所ですが、第３次計画の課題８．消費者被害の救済を課題

９の相談体制の強化と統合しまして、第４次計画の課題５．相談体制の強化といたしました。変更理由は※印の④になりますが、消費者被害の救済を行うには相談員の能力向上だけでなく、ＳＮＳを活用した相談など、相談者のニーズに合わせた相談体制を強化していくことが必要なため、統合して一体的に捉えることといたしました。

次に、上段の計画でグレーの箇所になります、第４次計画の課題８．自立した消費者になるための教育につきましては、重点課題として新たに追加をした項目になります。追加をした理由ですが、一番下の※印⑤になります、経済社会や環境に影響を与えるエシカル消費（人と社会、環境に配慮した消費行動）の実践は、 ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成への寄与のみならず、「自ら行動する消費者」を育てるためにも重要なことから、食育・環境教育などと併せた消費者教育及びライフステージに応じた消費者教育の推進が重要であると考え、新たに重点課題として設定をいたしました。【資料２－２】の説明は以上でございます。

続きまして、【資料３】をお願いします。

第４次計画の策定スケジュールについて、ご説明いたします。第４次計画につきましては、昨年１１月に本審議会に諮問させていただき、ご審議をいただいているところでございます。骨子につきましては、本年３月及び５月に検討部会でご審議をいただき、内容を確定いたしましたので、本日、報告をさせていただきました。現在の状況ですが、事務局で第４次計画の素案を作成しております。

１０月に開催を予定しております、令和４年度第２回千葉市消費生活審議会でご審議いただき、答申をいただければと考えております。

その後につきましては、パブリックコメントの手続きを経て、年度末の策定・公表を予定しております。報告事項（１）「第４次千葉市消費生活基本計画の中間報告について」の説明は以上でございます。

（議長　志村委員）

それでは、報告事項（１）について、ご意見、ご感想等いただけましたらと思います。

（石戸委員）

計画案は大変綿密に作成されていて、ＳＤＧｓなど的確に捉えておられるなあと思います。

私の方からコメントとしまして、昨今の海外の情勢、エネルギー価格ですとか食糧価格ですとか、安心安全というキーワードがありますけれども、これを損なっていくようなインフレと言いますでしょうか。資源価格が実際上がっているのは事実でございますし、日本の政府も年間２％位のインフレはむしろ望ましいというような政策もしておられます。

例えば、うちの商品は、価格が１０％上がった、そういうものを使っているので、１．５倍の価格になってしまいます、と言われたときに、この根拠のものさしが動いている昨今でありますので、本当に１．５倍になってしまったのか。確かに、円安だし、インフレだし、海外のいろいろなニュースを聞くけど、その部分の不透明さが便乗値上げということに繋がらないかということを一番危惧しておるところです。そういった社会情勢に乗っ

かった、便乗したところで、必要以上の値上げに繋がってしまう、そのようなことを、これは総論的なことですが、安心安全という点で、今後出てくるのではないかと思っています。ぜひそういったことを施策の方で対応をと思っております。

（議長　志村委員）

コメントということですから個別にどうこうではないでしょうけど、基本計画の中に含まれるかどうか分からない、非常に流動性の高い部分があるということを承知した上で計画を作っていかなければならないということ、実際にそれを動かすときには、またその時の状況がいろいろ変わってくるということを考えながら、ということだと思いますので、重要なコメントだと思います。頭の中に入れておいていただければと思います。

その他ございますか。

（中山委員）

石戸委員、会長の意見の関連で申し上げます。

具体的には【資料２－１】の部分になりますけれども、この第４次消費生活基本計画の骨子につきましては、既に３次の基本計画を汲んで作られているということで説明がありましたが、これから情勢的に非常に流動的な状況で様々な議題を検討しなければならないという中で、とりわけ大変重要だと思われますのが、具体的施策の基本方向の３、消費者教育の部分かと聞いておりました。例えば、課題８の中には「持続可能な開発のための教育」という項目が入っております。分類３と４ですね。例えば文言で、既に環境教育と国際理解教育の推進という言葉が入ってございますけれども、今後の情勢的にはさらに必要な、例えば、環境エネルギーだったりとか、国際理解だけではなく人種の多様性だったりとか、ジェンダー平等とか、様々な課題に対応しなければならないということも考えられます。なので、この課題８に関しての個別施策がすごく多くて、分類をされているという説明がございましたけれども、例えば３と４は１つに統合しておいて、持続可能な開発のための教育という大枠で捉えておくということも、のちに情勢が変わった場合に個別施策が立てやすいのではないかという風に思いました。

２点目なんですけれども、【資料２－２】で、第４次の計画の中に課題８として、「自立した消費者になるための教育（重点課題）」を設置してくださいましたこと、本当に感謝申し上げます。私、教育に携わっておりますので、大変重要な項目を加えていただいたという風に感じておりました。それで、変更理由を見させていただいているんですけども、ＳＤＧｓの達成への寄与という言葉が入っております。今、学校教育現場のみならず、社会教育、今は人生１００年時代と言われまして、一生学び続けるという時代になりました。そういう点におきましては、ＳＤＧｓのことに関しての学習というのも、この消費者教育においては大変重要になっています。ところが、学校現場で先生方とお話しする機会も多いんですけれども、具体的にＳＤＧｓってどういうことなのか、それを消費者教育で教えるってどういうことなのか、というようにご質問をいただくことが多いです。よく私の方でお話しさせていただくのは、身近な消費行動あるいは身近な事柄が全てＳＤＧｓに繋がっていますよという風な話をさせていただいています。それで、本日、１つ作成した教材を持

参いたしましたので、後ほどお時間がありましたら見ていただければと思います。今、私達は、コロナ禍に入って大きく生活様式が変わりました。その一つにマスクがございます。毎日誰もが日本においてはマスクをしている方が多いと思いますけれども、この身近なマスクを取り上げてＳＤＧｓをちょっと考えてみましょうという教材です。私が大学院で担当している授業の中で、学生とみんなで作り上げたものです。１つの事例ですけれども、身近なものを取り上げてＳＤＧｓを考えていこうという取り組みです。ちなみにこちらの教材は、千葉ユネスコ協会さんのイベントでワークショップをさせていただきました。ご参加の方は割とご高齢の方が多かったかと思いますが、大変楽しく喜んで受講していただきました。また、先日は木更津高校の高校生にもワークショップをやっています。幅広い年齢層の方に楽しんでいただけたかと思います。要するに身近なことを取り上げれば、ＳＤＧｓも非常に分かりやすくなるという事例のひとつでございます。すみません、長くなりました。以上です。

（議長　志村委員）

ありがとうございます。初めの【資料２－１】 の２つの教育を統合するということも含めて、今のＳＤＧｓ、非常に環境的なものが強く協調されていますが、実はもっと幅広いものだと思いますので、その辺のところはご意見としてはどうでしょうか。

（事務局　髙澤消費生活センター所長）

第４次計画につきましては、今、個別具体の事業を、何を盛り込んでいくかということを整理しているところでございまして、合わせて分類についても検討していきたいと考えております。中山委員がおっしゃるように５年間の計画になりますので、ある程度柔軟に対応できるような分類、項目立てにしておいた方がよろしいかなとは考えておりますので、貴重なご意見として承って今後検討してまいりたいと考えております。

（議長　志村委員）

おそらく、環境と国際理解を別枠にした意味がこれまでの経過であったのだと思います。その経過が今の時代に合うものかというのもあろうかと思いますので、貴重なご意見ですので、もう１回検討をよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

（中山委員）

はい、よろしくお願いします。

（議長　志村委員）

貴重な資料をありがとうございます。学校の方はよろしいですか。学校としてこういうものを使っていくとか、これから先生方と相談してください。

貴重なご意見ありがとうございました。それでは、報告事項（１）につきましては以上とさせていただきます。

報告事項（２）令和４年度実施事業

（議長　志村委員）

続きまして、報告事項（２）「令和４年度実施事業」につきまして、事務局よりお願いし

ます。

（事務局　唐鎌消費者教育班主査）

それでは、報告事項（２）についてご説明いたします。

【資料４】をご覧ください。

令和４年度実施事業について説明いたします。今年も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しながら、事業を実施して参りたいと思っております。

１．講座・講演会についてですが、巡回講座・連携事業は年間を通じ、自治会等のほかいきいきプラザですとか公民館から多くの依頼が寄せられています。悪質商法の事例や対処法のほか、製品事故について、暮らしに身近なＳＤＧｓについてなどの出前講座を行っております。次に、７月には夏休み小学生講座として「お金の使い方を考えよう！」と題し、契約や買い物、お金の使い方について親子で一緒に学ぶ講座を実施しました。こちらは、小学校４年生から６年生を対象に募集をしましたが、抽選となるほどたくさんの申し込みをいただき、保護者の関心の高さがうかがえ、開催後は、お金の使い方について考える良いきっかけとなった、などのご好評の声をいただきました。９月にはコープみらい千葉県本部様の協力をいただき、「もったいないを考えよう」と題して、食品ロスに関する講座を実施予定です。その他９月以降には警察署と連携した悪質商法等被害防止講演会や市内団体と連携した若者向けの講座、また、見守り活動をされる方向け、その他金融に関する講座を実施予定です。

続きまして、２．学校での消費者教育についてです。今年の４月に成年年齢が１８歳に引き下げられたことから、若年者の消費者教育に引き続き力を入れていきたいと考えております。次ページの表になりますが、消費者教育研究推進校については教育委員会と連携し、家庭科や社会科などの授業において消費者教育を充実させる取り組みを行っております。本年度は、市立千葉高校と若松小学校で実施いたします。この２校以外でも依頼があれば支援を行っております。今年は私立高校や大学等からの依頼もあり、各校に出向いて講義を行っています。このほかライトポートにおいて、学校に通うことの難しい小中学生に向けた出前講座や、夏休みに合わせて消費者教育ポスターの募集をしております。

次に、3. 情報・資料配布等についてですが、広報紙暮らしの情報いずみは奇数月に発行しています。センター事業の案内や暮らしのヒント、相談情報などをイラストを交え、分かりやすくお伝えできるように作成をしております。また、市政だより折り込みとなる特集号では、１月号で成年年齢引き下げや事業の案内について掲載し、全世帯に配布する予定でおります。消費者被害注意報は偶数月に発行しております。こちらは最新の消費者被害とその対処法についてお知らせをしております。その他９月や年明けに、高齢者向け、若者向けのキャンペーンとして、啓発チラシを用意する予定でおります。

（事務局　石井相談・指導班主査）

４．迷惑電話等防止機器設置助成について説明させていただきます。令和３年度に引き続き、深刻化しております高齢者を狙った電話 de 詐欺やしつこい電話勧誘などによる被害やトラブルを防止するため、６５歳以上の高齢者世帯に対し、迷惑電話防止機能付き電話

機器の購入設置費用の一部を助成します。予算額は３００万円、補助額は、購入設置費用の４分の３以内、上限は１万円で、７月から受付を開始しております。

令和３年度実施しました補助金事業の決定者に対し、アンケートを実施しまして、２２１件中１９９件の回答を得ました。取りまとめ結果によりますと、機器設置後、迷惑電話の回数は減ったか、という問いに対しまして、９２％の方、内訳は、かなり減ったが６５％、少し減ったが２７％なのですが、合計で９２％の方が減ったと回答がありました。また、機器設置後、気持ちに変化はありましたか、という問いに対して、とても安心できたが４４％、少し安心できたが４７％で合計９１％の方が安心できたと回答がありました。市の補助金は手助けとなりましたか、という問いに対しましては、９８％の方が購入の手助けになったと回答がありました。

今年度の事業に関しましては、より広く制度を知っていただくために、周知方法を拡大しまして、従前の区役所や市民センター、保健福祉センターや警察署への依頼に加えて、民生委員児童委員協議会の常務会と理事会において、民生委員さんにこの制度の周知依頼を実施させていただきました。また、自治会へも郵送で周知依頼をさせていただきました。

その他には、市の安全安心メールや市の公式のＳＮＳ、Twitter・ LINE・Facebook に情報を掲載、また、高齢者の方の目に留まりやすいよう、あんしんケアセンターやコミュニティセンター、ワクチン接種会場や一部の市立病院、イオンなどにポスターの掲示依頼を実施させていただいております。

今年度の事業に関しましては、本日の午前中時点で１７５件の申請がありました。

（議長　志村委員）

どうもありがとうございます。それでは報告事項（２）につきまして、何かご質問、ご意見はありますか。

よろしければ次にいきたいと思います。まだまだコロナ禍の中で大変でしょうが、頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

報告事項（３）令和５年度事業の方向性（予定）

（議長　志村委員）

続きまして、報告事項（３）「令和５年度事業の方向性（予定）」につきまして、事務局よりお願いします。

（事務局　唐鎌消費者教育班主査）

それでは、報告事項３についてご説明いたします。

【資料５】をご覧ください。令和５年度の方向性について説明させていただきます。

令和５年度は、第４次消費生活基本計画の初年度となります。消費生活条例に定める理念、「消費者の権利を確立するとともに自立を支援し、自ら考え行動する自立した消費者を育成し、千葉市に関わる全ての消費者が安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策を推進する」という目的達成に向けて取り組んで参ります。

１．若年者への消費者教育ですが、先ほど資料４の説明の際に申し上げた通り、成年年

齢の引き下げがございました。１８歳を迎えた若者の消費者トラブルが大変懸念されております。以前から教育委員会と連携し、情報交換や事業を行っているところですが、より一層連携して消費者教育を行っていきたいと考えております。また、若年層からの啓発を進めていき、消費者教育の充実を図って参ります。

２．高齢者への消費者教育についてですが、高齢者の消費生活相談の割合は全体から見てもやはり多い状況です。高齢者本人への啓発と共に、関係機関や見守り活動に従事されている方への消費者教育を進めていくことで、消費者被害、トラブルの防止や早期発見につなげて参ります。

３．新しい生活様式や持続可能な社会への対応についてですが、社会のデジタル化が進む中、インターネットに関連した相談や通信販売のトラブルが増加しております。現在、若者向けに YouTube を活用した啓発や、広報ラジオ番組でＣＭを流すなど注意喚起を行っているところです。さらなるインターネットを活用した情報の配信やオンライン講座の実施に向けて準備を進めており、今後も様々な媒体を活用した情報提供をして参りたいと考えております。また、社会全体で持続可能な社会の実現に向けた取り組みが求められております。関連する他部署等と情報交換をしながら広報紙等での啓発や講座の実施等により、さらなる普及啓発に取り組んで参ります。

（事務局　石井相談・指導班主査）

３．新しい生活様式や持続可能な社会への対応の文中、社会のデジタル化が進む中、インターネット関連のトラブルや通信販売による契約トラブルが増加するということで、それに対応するための相談体制の強化として、国民生活センター等での研修への相談員の派遣や研修会を引き続き実施し、法律・制度改正や社会経済の最新情報を取得し、相談員の資質向上を図るとともに、県弁護士会との協定や消費者庁、国民生活センターの会議等から得られた情報等を共有するための事例研究会を定期的に開催し、組織全体で情報の共有化、情報の更新を進めていきたいと考えております。

（議長　志村委員）

ただいまの報告事項について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

私の方から、５年度の方向性のために、今年度これまでの段階で、特に若者の中で成年年齢が下がったことによるトラブルについて報告が入っていているのかどうか、それから、高齢者の相談件数が大変増えているということですが、具体的にどういうことがあるのか、教えていただければと思います。

（事務局　石井相談・指導班主査）

まず若者の相談状況ですが、令和３年度の状況といたしましては前年度と比べて１５％減少しております。全相談に占める割合は横ばいで、令和３年度に関しては大きな変化は見られません。内容としましては、賃貸アパートに関する相談というものが多くなっております。具体的には、集合住宅の賃貸借、賃貸マンション・アパート、マンスリー・ウィークリーマンションなどで退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて納得できない、とか、入居した部屋が汚くて入居前にクリーニングしたとは思えない、業者の対応も

悪い、などです。続いて多いのはオンラインゲームです。こちらは、子供がスマホのオンラインゲームで高額な課金をしてしまったので、課金を取り消してもらえないか、といったものです。

令和４年度、成年年齢が引き下げになりましたが、そのことによる相談に関しては今のところは報告は受けていない状況です。

（事務局　髙澤消費生活センター所長）

補足させていただきますと、大都市が集まる会議でも話題になることが多くございます。やはりこの４月から成年年齢が引き下げになって相談件数が増えているのか、あるいはどんな内容のトラブルが発生しているのか、ということで話題になる機会が多くございますが、今のところ他の自治体でも大きな変化がないというのが実情でございます。これから出てくる可能性は大いにあると思いますが、４月からこれまでの間では昨年度と比較して大きな変化はないという状況です。

（事務局　石井相談・指導班主査）

続いて６５歳以上の高齢者のご相談ですが、令和３年度に関しますと、契約当事者６５歳代以上の相談件数というのは１，８８８件で、実は前年度に比べて５３２件減少しております。おそらく新型コロナウイルス関連の相談が一旦落ち着いたことが要因ではと考えております。内容として多いのは商品一般というカテゴリーなのですが、これは２０４件あります。商品一般というのは商品が特定できない、複数の分類にまたがっている、という相談です。代表的なものでは、迷惑メールであったり、架空請求であったり、不審な電話であったり、覚えのない荷物が届いたなどです。

続いて多いのが役務その他サービスというもので、６５歳以上の方で９４件あります。インターネット閲覧中にウイルス感染したと警告が出たので、急いでセキュリティサポート契約をしてしまったが詐欺ではないのか、という相談などです。

増えているのが、屋根の工事の関連の相談です。訪問による営業なのですが、知らない業者がお宅の屋根に問題があると来訪してきて、無料点検をするということで、契約を取り交わしてしまったが、高額なので解約したい、などの相談です。

（事務局　髙澤消費生活センター所長）

また補足させていただきます。相談件数全体で言うと令和元年度が８，３３１件、令和２年度が７，８３５件、令和３年度が６，１８５件と、ここのところ年々減ってきております。６５歳以上の方の割合というのは、どの年度もだいたい３割強です。相談件数は減ってきていますけれども、やはり割合としてはそれほど変わっていないというような状況があります。

（議長　志村委員）

どうもありがとうございました。

（林委員）

相談件数の話になりましたので、参考までに全国の相談の状況をご紹介できればと思います。

事務局から報告があった内容がそのまま全国にも当てはまる、ほぼ同じような状況かと思います。全国のセンターに寄せられた相談件数は、ここ１０年は９０万件台ですが、昨年度は約８４万件でした。１０万件ほど減少しています。その要因としては、コロナのトラブルが昨年度は減っております。マスクの話もありましたが、一昨年度はマスクが届かないとか、だまされたとか、不良品が届いたというトラブルが多くありました。

もう一つは架空請求や詐欺的なものの件数が減少したということで、その２つで１０万件ほど下がったのではないかと推測していますが、もしかすると相談しにくい人が増えているのではないか、特に若者は電話が苦手ということもあるのではないか。まさに今回の計画の中にＳＮＳを利用した相談体制についても書いていただいていますけれども、そういう可能性もありますので、ここはよく見ていかなければいけないかと思っています。

それから成年年齢引き下げに関して、１８歳、１９歳の方が成年になり、そこにトラブルが発生することはないのだろうかという視点で、今年度４月以降のトラブルというのを見ていきますと、これも先ほどご説明があったとおり、１８歳、１９歳の方のトラブルが増えているという傾向はありません。むしろ減少している。全国でもそういう状況かと思います。ただ中身を見ると、特徴的には、脱毛エステのトラブルだけが非常に増えている。男性の若い方でもいらっしゃいます。また事業者もそういうところに力を入れているということもあると思いますが、脱毛エステのトラブルというのが内訳としてかなり多くなっています。

それから高齢者に関して言いますと、先ほどご紹介いただいたとおり、自宅の工事サービスはトラブルが多くあります。特に最近自然災害が非常に多くなっています。それに関連して業者が家に訪問してきて、壊れてますよと言って工事したかのように見せかけるとか、火災保険を使って修理できますよという代行サービス、本当は災害で壊れたのではなく経年劣化のものを災害で壊れたといって申請するというような勧誘をするという、自宅の修理関係のトラブルが非常に多いかと思います。あとはインターネットや電話の回線とか電力の契約の切り替えです。電力自由化によっていろいろなところと契約できるようになり、安いですよと言われて切り替えたが実は安くなってない。余計なサービスを付けられるなどです。それから、高齢者の方もスマホを持っている割合が高いので、スマホ関係の通信料などのトラブルなどがあります。それから典型的な詐欺、メールやＳＭＳで架空請求があったり、個人情報を抜くようなフィッシングもあります。典型的なものとしてはやはり訪問販売がきっかけになることも多いです。高齢者もかなりインターネットを使うようになっていますのでそこでのトラブルもそれなりにある。今は高齢者もいろいろなところに注意しなければいけません。

（議長　志村委員）

どうもありがとうございました。成年年齢引き下げの件で、私たちが考えるような、契約がどうのというトラブルはいきなりは増えてこない。私も知らなかったですが、脱毛エステのトラブルというのもあるんですね。世の中が変わる中で、悪いことをする人もいろいろ考えてくるんだということは改めて感じます。ありがとうございました。そういう中

で来年度の事業もよろしくお願いします。

（綿貫委員）

２点ほどあります。１点は、高齢者のお話がありましたが、高齢者の定義ですが、日本老年学会と日本老年医学会で７５歳にしようという提言が出されたと思います。改めて確認してほしいんですが、７５歳が高齢者・高齢期という言い方と、では６５歳からは何というのかということを聞きますと、準高齢者というような、前期高齢者・後期高齢者というものが変わってきたという話題を聞きました。その辺を再確認をお願いしたいということです。

それと、２．のところで高齢者への消費者教育と書いてあり気になったので質問です。前のページの資料４ですが、１０月に高齢者と障害者に対して同じ内容の講演を予定されていると思いますが、障害者のことに関しては意外と忘れやすいのかと思って文章を読んでいます。私は障害者と関わる仕事をしておりまして、障害者自身が自分で相談に行くのではなく、誰かが付き添って相談をするということも多くあり、意外に被害に遭っているケースがあると思います。そういうこともありますので、「高齢者への消費者教育」というのではなく、例えば「高齢者等への消費者教育」という書き方をして、障害者のことはどこに書いてあるのか？というときにはその辺で対応できるのかなという感じがしました。

高齢者への消費者教育の所で、見守り活動に従事されている方への消費者教育と情報提供を進めていくとありますが、見守り活動をしている人というのはどのくらいいるのでしょうか。むしろ福祉関係者等との連携を取りながらやっていった方がいいのかなとその辺のところを検討していただきたい、その２点です。

（議長　志村委員）

まず障害者の方ですが、これは当然含めていく方向で、当然やってるんでしょうけれども、表現として今まで足りなかったということで、はっきり必要だと思います。色々なハンデを持った方々に対するサポートというのは消費生活の中でも当然決まっていますので、それについてはもう１回見直していただければと思います。

高齢者のことについては難しいですね。私も今年から後期高齢者になりましたので、確かに変わりますね。保険も変わりますし、今までこなかった敬老会の案内が今年からきました。そういった意味では、きりがありますけども、６５歳から高齢者と言ってしまいますと、今、６５歳から７０歳で働いてる方も相当いますよね。ですから、今までのくくりではないくくりを考えていかないと、１００年時代に対応できなくなってくるかもしれない。他の部署とのからみもあるでしょうから、その辺りのことはどうでしょうか。

（事務局　髙澤消費生活センター所長）

はい。貴重なご意見ありがとうございます。高齢者の定義につきましては、改めて確認させていただきます。文言の誤りがあってもいけませんので、精査していきたいと思います。

障害者の方々への対応につきましても、当然踏まえるべき事柄だと思いますので、計画にどのように入れるかは考えていきたいと思います。

（齋藤委員）
高齢者の定義の問題についてですが、もう一度お願いします。
（綿貫委員）
令和４年度版高齢社会白書の中に６５歳や７０歳の人は自分が年を取っているとは思わないというデータがあって、それに基づいて７５歳からを高齢者、高齢期としましょうというのが出されたのを読んだんです。ですので、今までの前期高齢者、後期高齢者というのがそういう分類ではなかったと。非常に扱いが難しいです。
（齋藤委員）
私どもの民生委員活動の立場でお話ししますと、高齢者というと６５歳からなんですね。そういう形の中で活動させていただいているんですが、行政側の方の考え方なんでしょうけれども、高齢者の実態調査をやる場合にはその対象者が７５歳という扱いをしてるんですね。先ほど会長からお話がありました、行事の部分でも敬老会の対象者は７５歳と、このような扱いをしております。消費者行政の関係につきましてはお調べいただきたいです。
それからもう１つ関連なんですが、先ほど見守り活動の教育の問題がありましたが、民生委員活動の中で、消費生活センターさんの方から消費者被害注意報とか今回の迷惑電話等防止機器設置助成の関係ですとかニュースをいただいております。昨日、千葉市の民生委員の常務会がありまして、その中でも迷惑電話等防止機器設置助成金の活用などについてもＰＲをさせていただいたんですけども、見守り活動をしていく中で消費者問題等について機会があればご指導をいただきたいと思っていますし、今後計画をさせていただこうかなと考えております。
（議長　志村委員）
いずれにしても消費生活センターだけで決められる要望ではないし、表現でもないと思いますので、関係の各部局と十分協議なり連絡を取って、適切な表現にし、場合によっては直した方がいいところもあるかと思いますので、もう１回吟味していただければと思います。そのほか何かございますか。
（羽鳥委員）
私、消費者問題を研究する研究会を一昨年立ち上げまして、何人かで活動しております。先ほどの高齢者のくくりの問題ですけれども、研究をしていますと、やはり年齢だけではくくれない。どうしても行政として何か関わろうとすると年齢できっちり区切らないと、というのは分かります。ただ、悪徳な人たちといのは年齢に関わらず狙ってくる。その悪徳な人たちの情報というのは、アクティブなシニアの人たちが本当に情報に触れているのか。アクティブな人たちは、自分たちは大丈夫と頭で思ってるんですよね。引っかからないぞと自信を持っているんですよね。そういう人たちの方がむしろ引っかかることがあるんじゃないのか、というようなこともあるので、そういう人たちに対してどういう情報発信ができるかというのを研究しています。我々が団体としてできることなんてそんなに大した事ではないとは思うんです。けれども、見守られている人たち、要するに介護が必要だとかそういう人たちには、見守られているから情報がある程度届くだろうし、何かあれ

ば周りの人たちがなんとかしてくれるけれども、今まで元気だった人たちが、そういう情報に触れられるようにしていかないといけない。我々も７５歳以上の人と一緒になってやってますが、そういうメンバーは、悪質商法や消費者被害などに関心を持ってる。関心を持ってる人たちは情報を仕入れようと自分たちで動くんですけども、元気でそんなものに騙されないよと思ってる人は多分こういうところで企画したって行かない。どうやって行かせるか。なにかきっかけがないとなかなか行かないのかな？というのもあるので、来ない人たちにどういう風に情報を届けるのかも大事かなと思っています。委員の立場とちょっと違いますけれども、そういった団体でうまくご協力できるようなことがあればなという風にも感じておりましたので、一言だけ言わせていただきました。

（議長　志村委員）

一番難しい問題ですよね。どうやって情報をお届けするかという問題は、おそらくセンターは一番悩んでいるものだと思います。色々意見を取り上げていただきたいと思います。

（齋藤委員）

ちょっと事務局の方にお聞きしたい部分があるのですが、７月の中旬頃から、私は千葉市、千葉県の民生委員です、と言って個人情報を聞き出す、民生委員騙りの電話が横行しています。これは千葉市だけでなく全国的にそうなんですけれども、民生委員を騙って家庭の状況をお聞きして、オレオレ詐欺の方へ移行するという手法をとっているようなんです。県警さんにもご協力いただいて、防災無線でオレオレ詐欺、民生委員騙りの電話があった場合にはご注意をと流しているんですけれども、今のところ民児協の事務局へそれについての実害は届いていません。件数はかなりあると聞いているんですけれども。というのも千葉市は５月、６月に高齢者実態調査をやりました。民生委員は千葉市に 1,520 名おりますが、７５歳以上の方がいる家庭について、実態調整をやったんですね。健康なのかどうか？お一人暮らしなのか？施設に入所しているのか？そういう実体調査をやりましたので、お年寄りの方は、ご自分の地区の民生委員が誰なのか大体分かっていて、騙りの電話があった時に、あなたは私の地区の担当民生委員じゃないじゃないですか？と言うと相手が電話を切ってしまう。ただそういう方が全部でありませんのでね。そこで、この民生委員騙りの相談が、消費生活センターにあったかどうか、その辺をお聞きしたかったんですけれども、具体的にはまだあまりないですか？

（事務局　石井相談・指導班主査）

民生委員を騙った電話があるというのは相談員にも周知しているのですが、今のところその相談については報告を受けていないです。

（齋藤委員）

ありがとうございました。

（議長　志村委員）

千葉市の民生委員さんは足で回ってくれてますから、電話で来ることはないと私たちも思っています。

（中野委員）

今の話の補足で、電話 de 詐欺、いわゆる特殊詐欺につきましては、様々な報道でなされている通り、我々警察も精いっぱい行政の皆さんと力を合わせながらやっているところですが、なかなか被害が減らず、今年の上半期の被害件数が昨年よりまた多くなってしまったという現状があり、まだまだ予断を許さない状況です。今ご紹介がありましたとおり、犯罪詐欺グループは職業集団になってますので、あの手この手を使って、劇場型と言われますけども、性別や老若男女問わず、いろいろな人間が入れ代わり立ち代わり電話に出たりして、巧妙に人々をだます手口なんですけども、その一環として先ほどから出ている民生委員を騙って、例えば、ご家庭の家族構成とか、あるいは預金、タンス預金お持ちですか、とか、そういう家庭の資産状況なんかを聞き出した上で実際にその家に強盗で押し入るという荒っぽい手口も、数はそんなに多くないんですけども、散見されています。いわゆるアポ電強盗などというその家に目星をつけておいて、後日押し入る、そういう被害例も把握されておりますので、そういう不審な電話がかかってきましたら、一切答えない、ということですね。家庭環境にしろ経済状況にしろ答えない。これが第一でございます。引き続き、行政の皆様それから民間の団体の皆様にご協力いただきながら、我々警察も精いっぱい頑張っていきますので、よろしくお願いします。

（議長　志村委員）

どうもありがとうございました。

それではよろしいでしょうか。報告事項 3 については以上とさせていただきます。

以上で予定した審議は終了いたします。

（司会　尾崎消費生活センター所長補佐）

これをもちまして、令和 4 年度第 1 回千葉市消費生活審議会を終了いたします。